

租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める件の一部を改正する告示案の概要

令和7年7月  
農林水産省

## I 趣旨

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和7年法律第69号。以下「改正法」という。）附則第19条により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第14条に規定する業務（以下「設備等供用業務」という。）が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号。以下「農研機構法」という。）第14条第4項に追加されることに伴い、「租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示」（平成30年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号。以下「共同告示」という。）について、所要の改正を行う。

## II 概要

- (1) 個人が土地、建物、株式等の現物財産を法人に贈与等した場合、その贈与等の時の時価により譲渡があったものとみなされ、財産の取得時から贈与等の時までの値上り益に対して所得税が課税される（所得税法（昭和40年法律第33号）第59条第1項第1号）。ただし、これらの財産を「公益法人等」に贈与等した場合であって、政令で定める一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときには、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第1項後段により、当該所得税が非課税となる（以下「寄附特例」という。）。
- (2) 当該政令で定める要件として、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の17第7項において贈与等を受けた財産が特定の業務に充てられること等が定められているところ、詳細については共同告示が制定され、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）については、農研機構法第14条第4項に規定する業務等が別表において寄附特例の対象として定められている。
- (3) 今般、改正法附則第19条により、設備等供用業務が農研機構法第14条第4項に追加されたが、共設備等供用業務は、農研機構の財産の有効利用を企図して、研究開発業務等に支障のない限りでその民間利用を可能とした制度であり、設備等供用業務のみに充てる財産（用途を民間利用に限った財産）の取得は想定されず、また寄附特例の趣旨にも沿わないため、設備等供用業務を寄附特例の対象としないよう、当該業務を共同告示別表から除くこととする。

## III 施行期日

改正法の施行の日（令和7年10月1日）